

内閣府告示第六百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釜石市
- 二 構造改革特別区域の名称 港湾物流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 重量物輸送効率化事業（一二〇五（一二二四））

内閣府告示第六百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奥州市
- 二 構造改革特別区域の名称 奥州市米文化伝承どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 奥州市の区域の一部（江刺区、胆沢区、衣川区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第六百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県柴田郡柴田町
- 二 構造改革特別区域の名称 柴田町少子化対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宮城県柴田郡柴田町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

内閣府告示第六百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 古河市
- 二 構造改革特別区域の名称 都心の身近なふるさと古河・どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 古河市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第六百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 二 構造改革特別区域の名称 つくば市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 つくば市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第六百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那須塩原市
- 二 構造改革特別区域の名称 那須塩原市個性き・ら・り教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那須塩原市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣府告示第六百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 那須烏山市
- 二 構造改革特別区域の名称 那須烏山市英語コミュニケーション特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 那須烏山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都杉並区
- 二 構造改革特別区域の名称 杉並IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都杉並区の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第六百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南魚沼市
- 二 構造改革特別区域の名称 高等教育機関を活用した異文化理解特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南魚沼市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 上田市
- 二 構造改革特別区域の名称 菅平小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 上田市の区域の一部（菅平小中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 諏訪市
- 二 構造改革特別区域の名称 相手意識に立つものづくり教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 諏訪市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県小県郡長和町
- 二 構造改革特別区域の名称 生き生き長和つ子給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県小県郡長和町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第六百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下伊那郡喬木村
- 二 構造改革特別区域の名称 棕文学の里たかぎどぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長野県下伊那郡喬木村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第六百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 恵那市
- 二 構造改革特別区域の名称 恵那市食育推進給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 恵那市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第六百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県海草郡紀美野町
- 二 構造改革特別区域の名称 きみのつ子元気で楽しい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部（長谷毛原地区、小川地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第六百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取市
- 二 構造改革特別区域の名称 「地域に生きる活力ある学校づくり」鳥取市湖南小中一貫教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取市の区域の一部（湖南小学校区及び湖南中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松江市
- 二 構造改革特別区域の名称 松江市IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 松江市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四三、一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）（一一四四、一一四六）

内閣府告示第六百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 雲南市
- 二 構造改革特別区域の名称 日登の郷どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 雲南市の区域の一部（木次町日登地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第六百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山陽小野田市
- 二 構造改革特別区域の名称 山陽小野田市「幼・保・小・中」生活改善・知能向上教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山陽小野田市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第六百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十二日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛媛県喜多郡内子町
- 二 構造改革特別区域の名称 “内子ツーリズム”どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛媛県喜多郡内子町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第六百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成十九年十一月二十一日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県
- 二 構造改革特別区域の名称 O（IT）A高度情報化特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大分市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））